

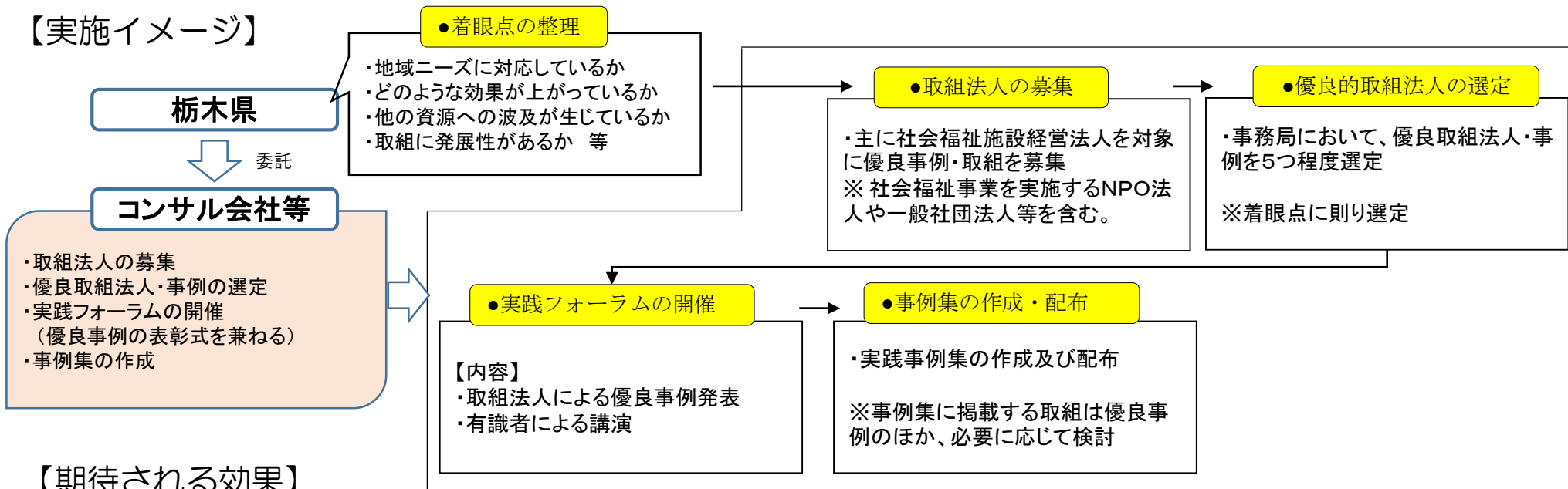
社会福祉法人等による地域支え合い活動促進事業

- 「地域共生社会の実現」に向けては、社会福祉法人やNPO法人等による、地域のニーズに応じた創意工夫ある様々な福祉サービスや地域における支え合い・助け合い活動が重要である。
- こうした中、社会福祉法人は、社会福祉法において「地域における公益的取組」が責務とされているが、このような取組にあたっては、具体的な事例や実践手法・効果をイメージすることが必要である。
- また、既に実施している法人でも、自らの取組に対して客観的評価を受ける機会がないことから、モチベーションアップにつながらず、さらには、地域からもその取組の内容が見えにくい状況となっている。



社会福祉法人等による、地域福祉のニーズに応じた創意工夫ある様々な取組事例を広く収集・発信することにより、取組を促進することで、県内各地の地域福祉の充実を図る。

【実施イメージ】



【期待される効果】

➤ 県内全体の取組の底上げ

➤ 既取組実施法人等によるモチベーションアップ・取組の促進

➤ 既取組実施法人等による取組の見える化

・各市町が「地域共生社会」を構築していく上でのカウンターパートを育成し、市町の後押しにつながる

・社会福祉法人等の取組により、地域における様々な支え合いや助け合いの理念の浸透や活動の促進が期待される